

広島県告示第四十七号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十三条の十一第六項の規定によって、国際拠点港湾である広島港の埠頭群を運営する者（以下「港湾運営会社」という。）を次のとおり指定した。

平成二十九年二月二日

広島港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 港湾運営会社の商号及び本店の所在地

1 商号

株式会社ひろしま港湾管理センター

2 本店の所在地

広島市南区宇品海岸一丁目一三番一三号

二 意見書の処理の経過

意見書の提出なし

三 指定の理由

1 株式会社ひろしま港湾管理センターの埠頭群の運営の事業の内容は、広島港港湾計画に適合するものであると認められる。

2 1のほか、株式会社ひろしま港湾管理センターは、埠頭群の運営の事業に関する適正かつ確実な計画を有するものであると認められる。

3 株式会社ひろしま港湾管理センターは、埠頭群を運営することについて十分な経理的基礎を有するものであると認められる。

4 1から3までにより、株式会社ひろしま港湾管理センターは、港湾法第四十三条の十一第六項第一号から第三号までに掲げる要件を備えていると認められる。